

結果（途中・終了）

平成27年4月1日時点

担当課(介護支援課)

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	介護サービス事業の基準に関する条例改正	市が考える 市民等への影響	(メリット)市の基準を満たした事業者により介護サービスが行われることにより、適切な介護サービスが利用者に提供される。
名称	流山市介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う関係条例の整備に関する条例		(デメリット)特になし
概要	指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の事業に係る人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改正する。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	・緊急的な事案であったため、市民参加条例第5条第2項第2号の適用も検討したが、別件で準備を進めていた審議会及び説明会の場を利用することで市民参加の実施を可能とした。		

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会 専門的な見地からの意見を聴取する必要があるため ・意見交換会 介護事業を実施する際の基準を定めるため、特に介護事業に関わる市民等の意見を徴する必要があると考えたため ・実施時期 H27年1月16日付けの省令公布により条例改正が生じ、かつH27年4月1日に施行しなければならないことからH27年第1回流山市議会定例会への提案に間に合わせる必要があったため
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
福祉施策審議会	<HP> H27/1/11~ <広報紙> H27/1/11号			<諮問> H27/1/21 <答申> H27/1/21	委員数 18名	(1)福祉サービスの提供を受ける者を代表する方 2名 (2)ボランティア団体を代表する方 1名 (3)社会福祉法人の役員又は職員 2名 (4)民生委員(児童委員) 1名 (5)医師会を代表する方 1名 (6)歯科医師会を代表する方 1名 (7)学識経験を有する方 1名 (8)関係行政機関の職員 2名 (9)市民等 7名	<HP> H27/1/26~	意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他		
意見交換会	<開催通知> H27/1/16			・H27/1/30 文化会館大ホール				意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他		
								意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他		

